

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 公務で外国旅行中の地方公務員に係る特例の対象となる職務に、国際緊急援助活動に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整又は情報の収集を追加すること。（本則関係）

第二 この政令は、令和七年四月一日から施行すること。（附則関係）